

利用権設定申出書

令和 年 月 日

志賀町長 様

下記の貸付人と借受人は、別紙農用地等について利用権の設定をしたいので農業経営基盤強化促進法に基づき申し出ます。

記

権利を設定する者（貸付人）

住 所	〒 -		
氏 名	印		
生年月日	年 月 日	電話番号	- -

権利の設定を受ける者（借受人）

住 所	〒 -		
氏 名	印		
生年月日	年 月 日	電話番号	- -

共通事項(利用権設定関係)

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)借賃の支払猶予

利用権を設定する者(以下「甲」という)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払いを猶予する。

(2)借賃の減額

利用権の目的物(以下「目的物」という)が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により農地法第24条に規程する割合を超えることとなったときは、乙は甲に対しその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、志賀町農業委員会が認定した額とする。

(3)解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

(4)転貸又は譲渡の禁止

乙は、あらかじめ志賀町に協議したうえで、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5)修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。但し、緊急を要するとき、又は甲において修繕することができない場合で乙が甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良をし、又は転借人に改良を行わせることができる。但し、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6)租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7)目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙はその満了の日から30日以内に甲に対して目的物を原状に回復して返還する。但し、災害その他不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更、又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額の償還を請求できる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき志賀町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(8)利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。但し、甲、乙及び志賀町が協議のうえ、真にやむを得ない認められる場合は、この限りではない。

(9)利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10)その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び志賀町が協議して定める。

(11)解除条件付貸借の場合の追加事項

①契約の解除

甲は、乙が当該土地を適正に利用していないと認められる場合には貸借契約を解除するものとする。

②利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況について、毎事業年度の終了後3月以内に志賀町長に農業経営基盤強化促進法施行規則第16条の2に定めるところにより報告しなければならない。

③志賀町長による勧告

志賀町長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア 乙が目的物において行う耕作(又は養畜)の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員のいずれもが乙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事しないとき。

④志賀町長による農用地利用集積計画の取消

志賀町長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち該当部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が③の勧告に従わなかったとき。

⑤貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を原状に回復して返還する。乙が原状回復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

⑥違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し貸借料の1年分に相当する金額を違約金として支払う。

(様式 6) 個人農業者

3 権利の設定等を受ける者の農業経営の状況等

【個人農業者用】

整理番号	氏名又は名称	性別	年齢	農作業従事日数	日		
権利の設定等を受ける土地の面積 (A) m ²	権利の設定等を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) m ²	権利の設定等を受ける者の主たる経営作目及びその作付面積 (C)	権利の設定等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)			権利の設定等を受ける者の主な家畜の飼養の状況 (E)	権利の設定等を受ける者の主な農機具の所有等(リース及び導入予定も含む)の状況 (F)
			世帯員	農業従事者 (うち15歳以上60歳未満の者)	雇用労働力 (年間延日数)	種類	数量
農地	農地	男 人	農事専従者 人 (人)		にわとり ぶた 乳牛 肉牛	乗用トラクター 歩行型トラクター 田植機 防除機 バインダー 自脱コンバイン	
採草放牧地	採草放牧地		女 人	主として農業に従事する者 人 (人)			
その他				農業補助者 従として農業に従事する者 人 (人)			
権利の設定等を受ける農用地等の周辺農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (G)		有 ・ 無	「有」の場合 は、その内容				
その他特記事項 (H)							

- (記載注意) (1) 権利の設定を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない
- (2) (A) 欄は、同一公告に係る計画によって、権利の設定及び移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。
なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (C) 欄は、主たる経営作目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載
- (4) (D) 欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上のを、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149日のをいう。
- (5) 権利の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載事項の全てが農地基本台帳により整理されている場合には、農地基本台帳整理番号〇〇、氏名又は名称、性別、年齢、農作業従事日数のみの記載にかえることができる。
- (6) 権利の設定等を受ける者が、認定農業者又は認定新規就農者である場合には、氏名又は名称並びに(A)、(G)欄以外の記載については、農業経営改善計画認定申請書又は青年等就農計画認定申請書の添付をもってかえることができるものとする。

(様式 6) 農業生産法人

3 権利の設定等を受ける者の農業経営の状況等

【農地所有適格法人用】

整理番号		法人名											
権利の設定等を受ける土地の面積 (A) m ²	権利の設定等を受ける農業生産法人が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) m ²	権利の設定等を受ける法人の事業の状況 (C)					権利の設定等を受ける法人の主な家畜の飼養状況 (F)		権利の設定等を受ける法人の主な農機具の所有等(リース及び導入予定も含む)の状況 (G)				
		事業の種類											
		農畜産物名	関連事業等の内容		左記以外の事業の内容		種類	数量	種類	数量			
		現在	現在		現在								
権利取得後	権利取得後		権利取得後		にわとり		乗用トラクター						
						ぶた		歩行型トラクター					
						乳牛		田植機					
						肉牛		防除機					
								バインダー					
								自脱コンバイン					
農地		農地	売上高 (事業の実施状況及び事業計画)										
			農業	左記以外の事業		/							
			3年前	3年前									
			2年前	2年前									
			1年前	1年前									
			初年度	初年度									
			2年目	2年目									
			3年目	3年目									
採草放牧地		採草放牧地											
その他													
権利の設定等を受ける法人の構成員の状況 (D)						権利の設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況 (E)							
氏名・名称	議決権又は株式の数	法人への農地等の権利設定・移転		年間農業従事日数		法人委託作業取引関係等の内容	氏名	住所	年間農業従事日数				
		権利の種類	面積 m ²	前年実績	従事計画				前年実績	従事計画	前年実績	従事計画	
雇用労働力 (年間延日数)			人日										
権利の設定等を受ける農用地等の周辺農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (H)			有 ・ 無		「有」の場合は、その内容								
その他特記事項 (I)													

- (記載注意) (1) 権利の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A) 欄は、同一公告に係る計画によって、権利の設定等が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。
なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (C) 欄の「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (4) (C) 欄の「関連事業等の内容」には、法人の行う耕作又は養畜の事業に関連する事業（①農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工、②農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、③農業生産に必要な資材の製造、④農作業の受託）、農業と併せ行う林業、農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を記載する。
- (5) (C) 欄の「権利取得後」欄には、権利を取得しようとする農地又は採草放牧地（以下「農用地等」という。）を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度以後の状況を記載する。
- (6) (C) 欄の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等（以下「農業」という。）の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記以外の事業」欄に記載する。また、「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の農用地利用配分計画の公告前3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合には空欄）、「初年度」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載する。
- (7) (D) 欄の「議決権又は株式の数」欄には、株式会社にあつては株式（議決権のあるものに限る。）の数を記載する。
- (8) (D) 欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している構成員の農業への年間従事日数を記載し、「従事計画」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。
なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (9) (D) 欄の「法人委託作業・取引関係等の内容」欄には、農地法第2条第3項第2号に掲げる者が構成員である場合に、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に〇〇の農作業を委託している農家」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載する。
- (10) (E) 欄の「住所」欄には、農事組合法人にあつては理事、合名会社、合資会社又は合同会社にあつては業務執行権を有する社員、株式会社にあつては取締役（以下「業務執行役員」という。）が生活の本拠としている場所を記載する。
- (11) (E) 欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「従事計画」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。
なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (12) (E) 欄の「年間農作業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において業務執行役員が行った農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を記載し、「従事計画」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度において業務執行役員の行うこととなる農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事する年間日数の見込みを記載する。
- (13) 権利の設定等を受ける者が、認定農業者又は認定新規就農者である場合には、法人名並びに(A)、(H)欄以外の記載については、農業経営改善計画認定申請書又は青年等就農計画認定申請書の添付をもってかえることができるものとする。

(様式 6) 農業生産法人以外の法人

3 権利の設定等を受ける者の農業経営の状況等

【農地所有適格法人以外の法人等用（法第18条第4項第4号に規定する者）】

整理番号		氏名又は法人名		権利の設定等を受ける者の主たる経営作目及びその作付面積				権利の設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況 (D)		権利の設定等を受ける者の主な家畜の飼養の状況 (F)		権利の設定等を受ける者の主な農機具の所有等 (リース及び導入予定も含む)の状況 (G)		
(A)	㎡	(B)	㎡	(C)	氏名	役職名	住所	年間農業従事日数 ()内は農作業日数		(F)	種 類	数 量	種 類	数 量
								前年実績	従事計画					
農 地		農 地						日	日					
								(日)	(日)					
								日	日					
採 草 放牧地		採 草 放牧地						日	日					
								(日)	(日)					
								日	日					
その他		採 草 放牧地						地域との役割分担 (E)						
								(日)	(日)					
雇用労働力 (年間延日数)				人日										
権利の設定等を受ける農用地等の周辺農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (H)				有 ・ 無		「有」の場合は、その内容								
その他特記事項 (I)														

- (記載注意)(1) 権利の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A) 欄は、同一公告に係る計画によって、権利の設定等が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。
- (3) (C) 欄は、権利の設定等を受ける者が個人の場合は、「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。法人の場合は、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (4) (D) 欄は、1各筆明細の(A)欄に記載のある権利の設定を受ける者が個人である場合は、「氏名」、「住所」、「年間農業従事日数」を記載するとともに、権利の設定を受ける者が耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常に従事すると認められることを確認するものとする。(法第18条第4項第3号ロ及び法施行規則第11条第2項第1号ハ) 1各筆明細の(A)欄に記載のある権利の設定を受ける者が法人である場合は、全て記載する。
- (5) (D) 欄の「住所」欄には、法人の場合には、取締役、理事、執行役、支店長等の役職に就いている者で実質的に業務執行の権限を有し、地域の調整役として対応できる者(以下「業務執行役員」という。)が生活の本拠としている場所を記載する。
- (6) (D) 欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「従事計画」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。
- なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (7) (E) 欄には、権利の設定等を受けた者が担う予定の役割(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等)を記載する。

